

台風第19号
関連令和元年10月18日
東北運輸局
自動車技術安全部
整備・保安課
技術課令和元年台風第19号に伴う保安基準適合証等の有効期間
及び限定自動車検査証の有効期間の伸長について

令和元年台風第19号の被害に伴い、宮城県全域、岩手県及び福島県の一部地域^{*}に使用の本拠の位置を有する自動車の限定自動車検査証及び当該地域^{*}に事業場を置く指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間について、自動車検査証の有効期間と同様に10月29日まで伸長することとします。

^{*}宮城県全域、岩手県及び福島県の一部の地域（参照：岩手、宮城、福島運輸支局の公示）

- 令和元年台風第19号の被害に伴い、宮城県全域、岩手県及び福島県の一部地域^{*}に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から10月28日までの車両について、10月29日まで自動車検査証の有効期間を伸長しているところです。
- 今般、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることを本日公示しましたのでお知らせします。

記

1. 宮城県全域、岩手県及び福島県の一部地域^{*}に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から10月26日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。
2. 宮城県全域、岩手県及び福島県の一部地域^{*}に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から10月25日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階
〈問い合わせ先〉東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課（保安基準適合証関係）
電話：022（791）7534（直通） 齊藤、土門
東北運輸局自動車技術安全部技術課（限定検査証関係）
電話：022（791）7535（直通） 加藤、千葉

参照条文

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（抄）

（平成8年法律第85号）

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

- 第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成18年法律第89号）第7条第3項若しくは第58条第4項（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第12条第1項若しくは第13条第1項の命令若しくは内閣府設置法第7条第5項若しくは第58条第6項若しくは宮内庁法第8条第5項若しくは国家行政組織法第14条第1項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。
- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
 - 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第1項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延長期日が定められた後、第1項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第1項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

○国土交通省告示第七二十号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

<p>特定権利利益</p>	<p>(略)</p>	<p>道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付</p>
<p>対象者</p>	<p>(略)</p>	<p>令和元年台風第十九号に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸</p>
<p>延長後の満了日</p>	<p>(略)</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自</p>

(略)	(略)	道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	
	(略)	伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者	長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者
	(略)	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自 動車検査証の有効 期間の満了日	自動車検査証の有効 期間の満了日

公 示

公示第3号

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 岩手県内の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月26日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。
2. 岩手県内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月25日までのものは令和元年10月29日をもって満了するものとする。

※一部地域

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

令和元年10月18日

東北運輸局岩手運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 宮城県内に事業場を置く道路運送車両法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年 10 月 15 日から令和元年 10 月 26 日までのものは、令和元年 10 月 29 日をもって満了するものとする。
2. 宮城県内に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年 10 月 15 日から令和元年 10 月 25 日までのものは、令和元年 10 月 29 日をもって満了するものとする。

令和元年 10 月 18 日

東北運輸局 宮城運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 福島県の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月26日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。
2. 福島県の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月25日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

※一部地域

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

令和元年10月18日

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長